



松畑靖朗 弁護士

は雇用主から100%の賃金が支給されます。また、法定健康保険の強制被保険者であれば、事件後最大78週目まで健康保険から疾病手当として事件前の8割が補填される仕組みになっています。

高橋:では次の論点に進みます。岡本さんのような重篤な後遺障害がある場合の手当はどうなっているのでしょうか。

松畑:ドイツの補償制度の最大の特徴は年金支給にあります。ドイツには基礎年金、所得調整年金、調整年金という3種類の年金があります。年金が保障される要件として、働く能力が30%以上喪失した状態が半年以上継続しなければならないというものがあります。その中で所得調整年金は、たとえば事故に遭う前に得られていた収入が月に50万円、事故後得られている収入が10万円とすると、40万円という差額の42.5%を保障しようというものです。17万円が支給されるわけです。

白井:イギリスは年金ではなく、一時金方式です。補償の仕方が2段階になっており、まず等級表に従った支給がなされます。さらに28週以上の休業を余儀なくされるような障害が残った場合、所得補償が加算されます。等級の最高額が日本円にして約5,500万円、それから後の所得補償も含めると、1億円ぐらいまで支払われます。私たちが調査に行った際も、1億円を支給された方が何人かいるということでした。

金額だけではなく等級の区分も日本とはだいぶ違います。日本の場合の等級は、労災も自賠責保険も、犯給法の補償もほぼ同じですが、イギリスでは、犯罪被害の実情に合った等級表になっていて、犯罪行為の対応とそれに伴う補償の内容が細かく定められています。川本さんのようにPTSDでカウンセリングを受けなければならないような場合、日本では書かれていませんが、

イギリスではその内容がきちんと書かれています。

海外における併給調整・親族間犯罪・ 遡及効に関する制度の実態

高橋:次にいちばん問題とされている、いわゆる併給調整について。これは一方からお金支給されると、他方からの支給分が減額されるというものです。川本さんの例でもありました。生活保護を受けていたが、高等教育のために奨学金を受けたら、生活保護費が減額された。結局、総額は上がらないということになります。海外ではどうなのでしょう。

松畑:ドイツにも併給調整はあるようです。ただ、日本の犯給法のように加害者から賠償金が入ったら、その分、減らされるというようなことはありません。つまり健康保険の疾病手当、労災保険に基づく年金、年金保険と呼ばれるものなどは、併給調整がないまま支給額に加算されます。そのようにして最終的に加算された額が、先程の例でいえば、元の月額50万円に対して、30万円になった場合、差額の20万円に対して42.5%が所得調整年金として支払われることになります。

高橋:日本では、1級の後遺障害を受けて1億円の損害が発生しても、国からは4,000万円しか支給されない。加害者から1,000万円もらったら、国からの支給は3,000万円に減額される。ドイツの場合はほとんど完全補償なので、一方にもらったからと言って、減額されることはないということですね。イギリスはどうですか。

白井:イギリスには併給調整があります。ただ、等級表の補償と所得補償とを合わせると高額になるので、きちんとした収入は確保されます。

高橋:ありがとうございます。次に、川本さんのような親族間の犯罪について、ドイツではどうなっているのでしょうか。

松畑:ドイツでは加害者と被害者の身分関係といった形式的な理由で補償は制限されません。ドイツでは補償を制限されるケースは2つです。まず、補償することが不当と評価される場合。これは被害者自身が被害を引き起こしたり、政治的な争いに積極的に参加して被害に遭ったり、組織犯罪者が組織内で被害に遭ったというようなケースです。そしてもうひとつは被害者が事件の解明に協力しなかったり、遅滞なく犯罪の届け出を行わず、犯人の訴追に尽力しなかったといった場合です。親族関係だからといって、支給されないということはありません。

高橋:ドイツであれば、川本さんのケースでも救済され